様式第二十一を次のように改める。

様式第21（第69条関係）

表面

電気事業法第107条の規定による立入検査証

第　　号

職名

氏名

年　月　日生

年　月　日発行

発行者　　印



裏面

電気事業法抜すい

第107条　主務大臣は、第39条、第40条、第47条、第49条及び第50条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置する者又はボイラー等（原子力発電工作物に係るものに限る。）の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第117条の２　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十一　第107条第１項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附　則

この命令は、令和二年四月一日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉

○経済産業省令第一号

原子力規制委員会規則第一号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行に伴い、原子力発電工作物の保安に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力発電工作物の保安に関する命令の一部を改正する命令

原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（立入検査の身分証明書） **第六十九条**　法第百七条第九項の証明書は、様式第二十一によるものとする。	（立入検査の身分証明書） **第六十九条**　法第百七条第八項の証明書は、様式第二十一によるものとする。
備考　表中の［　］は注記である。	

○国土交通省令第二十一号

統計法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第二百一号）の施行に伴い、法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令

法人土地・建物基本調査規則（平成十年総理府令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（統計法施行令別表第二の九の項の下欄第二号の国土交通省令で定める会社以外の法人） **第五条**　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第二の九の項の下欄第二号の国土交通省令で定める会社以外の法人は、都道府県知事が調査すべきものとして国土交通大臣の定める方法により選定した法人（以下「都道府県調査法人」という。）とする。	（統計法施行令別表第二の十二の項の下欄第二号の国土交通省令で定める会社以外の法人） **第五条**　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第二の十二の項の下欄第二号の国土交通省令で定める会社以外の法人は、都道府県知事が調査すべきものとして国土交通大臣の定める方法により選定した法人（以下「都道府県調査法人」という。）とする。

附　則

この省令は、統計法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。